

釧路市新規就農者誘致条例実施要綱

令和 6 年 4 月 1 日施行
釧路市産業振興部農林課

(目的)

第 1 条 この要綱は、釧路市新規就農者誘致条例（平成 17 年釧路市条例第 172 号。以下「条例」という。）及び釧路市新規就農者誘致条例施行規則（平成 17 年釧路市規則第 193 号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、条例および規則に記載のある用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 営農計画書

条例第 3 条に規定のある営農計画書は釧路市から認定を受けた農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画又は同法第 14 条第 1 項に規定する青年等就農計画を基に作成することを原則とし、奨励金交付対象期間中に農業経営改善計画等に変更があった場合は、速やかに釧路市長に営農計画書の変更申請を行うこととする。

(2) 農業経営改善計画等の認定を受けている者

条例第 4 条に規定のある農業経営改善計画等の認定を受けている者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 個人経営体を経営する者

申請を行う者の名義で農業経営改善計画等を作成し、釧路市より認定を受けたもの

イ 一戸一法人

申請を行う一戸一法人の名義で農業経営改善計画等を作成し、釧路市より認定を受けたもの

ウ 農業後継者のうち親族が経営する個人経営体の経営に携わる者

農業後継者が個人経営体の経営を行う親族とは別に農業経営改善計画等を作成し釧路市より認定を受けたもの、又は個人経営体の経営を行う親族と共同名義で作成し釧路市より認定を受けたもの

- エ 農業後継者のうち親族が経営する一戸一法人の経営に携わる者
農業後継者が役員として登記された親族が経営する一戸一法人の名義で作成し、釧路市より認定を受けたもの

(3) 農業経営を開始した日

条例第4条第1項第1号及び第2号、第3号において、農業経営を開始した日（農業後継者においては経営に携わった日）は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 個人経営体

- (ア) 青年等就農計画を作成し認定されたものは、青年等就農計画に記載した農業経営開始日
- (イ) 農業経営改善計画を作成し認定されたものは、農地を取得した日、主要な資産の取得を開始した日、本人名義での取引を開始した日、青色申告承認申請書を提出した場合であって申請書に記載した事業開始日のうち最も早い日
- (ウ) (イ)の場合であっても、申請を行う者が研修中であること、他の事業所等で常勤雇用であること、これまでに農作業を本格的に始めていることなど（以下「研修中等」という。）、農業経営を開始していない状態であると認められる場合には、その状態が終わった日の翌日

イ 一戸一法人

- (ア) 青年等就農計画を作成し認定された一戸一法人は青年等就農計画に記載した農業経営開始日
- (イ) 農業経営改善計画を作成し認定された一戸一法人は、農地を取得した日、主要な資産の取得した日、一戸一法人の名義での取引を開始した日、履歴事項全部証明書に記載された法人設立日のうち最も早い日

ウ 農業後継者のうち親族が行う個人経営体の経営に携わる者

- (ア) 個人経営体を経営する親族と共同名義で作成した農業経営改善計画等の認定を受けたものは、当該申請の認定日
- (イ) 個人経営体を経営する親族とは別に青年等就農計画を作成し釧路市より認定を受けたものは、青年等就農計画に記載されている農業経営開始日
- (ウ) 個人経営体を経営する親族とは別に農業経営改善計画を作成し釧路市より認定を受けたものは、農業後継者が農地を取得した日、主要な資産

を取得した日、農業後継者名義での取引を開始した日、青色申告承認申請書を提出した場合であって申請書に記載した事業開始日のうち最も早い日

- エ 農業後継者のうち親族が経営を行う一戸一法人の経営に携わる者
(ア) 親族が経営する一戸一法人の役員に登記された日

(新規就農者認定申請書に添付する書類)

第3条 規則第2条第2項第2号の書類において、農業経営を開始した日を証明する書類はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地を取得した日
農地基本台帳又は農地の売買・賃借の契約書の写し、登記事項全部証明書、土地賃貸借契約書の写し等
- (2) 主要な資産の取得を開始した日
農業機械・施設の売買・賃借の賃貸借契約の契約書や購入の際の領収書、固定資産台帳の写し等
- (3) 本人名義での取引を開始した日
資材の購入や農業経営の準備等の契約書や購入の際の領収書等
- (4) 事業開始日
青色申告承認申請書
- (5) 法人設立日
法人の履歴事項全部証明書
- (6) 農業経営改善計画等の共同申請認定日
農業経営改善計画等の認定通知書
- (7) 一戸一法人の役員登記日
法人の履歴事項全部証明書

2 規則第2条第2項第3号に定める書類は次に掲げるものとし、書類の有効期限は認定申請日から起算して1か月以内の発行日のものとする。

- (1) 個人経営体及び農業後継者 住民票
- (2) 一戸一法人 履歴事項全部証明書

3 規則第2条第2項第4号に定める書類は完納証明書とし、有効期限は認定申請日から起算して1か月以内の発行日のものとする。

(新規就農奨励金交付申請書に添付する書類)

第4条 規則第6条第2項第1号に定める書類は完納証明書とし、有効期限は交付申請日

から起算して1か月以内の発行日のものとする。

- 2 規則第6条第2項第2号に定める書類は農業経営改善計画等に定める作目以外を含む農業収入の合計額を証明するものとし、原則、所得税法第148条及び同法第232条、法人税法126条、法人税法第150条の2に基づいて作成する帳簿及び関係書類とする。

(報告・調査・指導)

第5条 市長は、当該新規就農者の認定を受けたものに対し、条例及び規則、当該要綱の施行に関して必要な報告を求めることができるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。